

クラウドファンディングたかおか事業 プロジェクト募集要項

1 募集目的

クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、高岡市内における若者の定着や移住定住の促進をはじめとした地域課題の解決や地域活性化に資する事業を支援することを目的とします。

2 募集対象者

高岡市内において地域課題の解決や地域活性化に資する事業を実施する者（法人、個人は問いません）

3 募集対象となる事業

若者の定着や移住定住の促進、空き家・空き店舗の活用、事業承継や新事業展開など、地域課題の解決や地域活性化に資する事業プロジェクト

4 寄附金の募集

高岡市（以下「市」という。）は、市が支援対象として認定した事業プロジェクト（以下「認定事業プロジェクト」という。）の企画内容や寄附目標額等を、市が指定するクラウドファンディングサイト（以下「募集サイト」という。）に掲載して、寄附を募集します。

寄附目標額は、概ね50万円から100万円とし、認定事業プロジェクトの実行者が定めるものとします。

募集サイトの掲載内容は、認定事業プロジェクトの実行者が募集サイトを利用し、作成するものとします。

5 奨励金

寄附目標額を達成した認定事業プロジェクトについて、市は寄附金の額から寄附募集に係る手数料12%に消費税及び地方消費税を加えた額を差し引いた金額を奨励金として支給します。

なお、寄附金の募集期間内に寄付目標額に達しなかった場合は、寄附者に対して寄付金を全額返金します。

6 応募の手続き等

(1) 募集期間

令和4年7月1日（金）～9月30日（金）

(2) 提出書類

・事業実施計画書（クラウドファンディングたかおか事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式第1号）

添付書類は次のとおり。

- ・収支予算書（別紙1）
- ・事業プロジェクト実行者概要説明書（別紙2）
- ・市税全てに滞納がないことを証する納税証明書
（市民税課で交付している納税証明書を提出いただきます。）
- ・その他、事業の内容が分かる資料

(3) 提出先

高岡市企画課広域連携推進室

(住所) 〒933 - 8601 富山県高岡市広小路 7 番50号

(電話) 0766-20-1101

(FAX) 0766-20-1670

(e-mail) kikaku@city.takaoka.lg.jp

7 認定事業プロジェクトの選定

市は事業評価委員会を開催し、事業内容の新規性や実現可能性、地域課題解決への寄与度等の評価し、認定事業プロジェクトを選定します。

選定は書面による評価のほか、プレゼンテーションによる評価を行います。事業評価委員会の日時等は別途連絡します。

8 事業の開始およびお礼等の実施

認定事業プロジェクトの実行者は、市の選定後、認定事業プロジェクトを開始することができます。

認定事業プロジェクトの実行者は、奨励金受領後、寄附者に対し速やかにお礼(手紙の送付や自社製品の試供品の提供等)を行い、寄附者に感謝の気持ちを伝えるものとします。さらに、定期的に事業進捗報告を行うなど寄附者に継続して関心を持っていただくための工夫を行うものとします。

ただし、寄附者に対するお礼は、平成31年4月1日総務省告示第179号を参考に返礼割合が寄附額の3割以下とするとともに地場産品とするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で事業プロジェクト実行者の負担により行うものとします。

(参考) 総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」(平成31年4月1日付総務省告示第179号等を掲載)

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html)

9 事業実績の報告

認定事業プロジェクトの実行者は事業実施計画書に記載した奨励金を充当する事業が完了した日から起算して1か月以内に事業実績報告書を市に提出するものとします。

令和4年度内に事業が完了しない場合は、令和5年3月31日までに認定事業プロジェクトの実施状況を市長に報告(様式は任意)するものとします。

10 奨励金の返還

不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められる場合は、支給決定を取り消し、支給額全額を返還させることがあります。

11 その他

この募集要項に定めのない事項は実施要綱に基づくこととします。